

加治木労働基準監督署発表
令和8年3月19日(木)

令和8年3月19日
【照会先】
加治木労働基準監督署
署長 山口 大輔
○監督課長 川原 拓也
(電話) 0995(63)2035

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑い～

加治木労働基準監督署(署長 山口 大輔)は、本日、株式会社昇及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月13日、霧島市国分重久の木造家屋解体工事現場で発生した労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった疑い。

1 被疑者

株式会社昇
所在地：鹿児島県霧島市隼人町
事業内容：解体工事業
同社 代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社昇^{しょう}及び被疑者代表取締役Aともに、労働安全衛生法違反
同法第100条第1項(報告等)
労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)
同法第120条第5号(罰則)
同法第122条(両罰規定)

3 労働災害の概要

令和5年9月13日、被疑者株式会社昇の労働者が、霧島市内の木造家屋解体工事現場において、被疑者代表取締役Aが運転する車両系建設機械のグラップル(物を掴む機能を有するアタッチメントの一種。)の片爪に廃材の入ったフレキシブルコンテナバッグの持ち手を掛ける作業中に、グラップルの両爪に左手第2指を挟まれて負傷したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害その他就業中等において、負傷等により休業した場合には、労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出するよう義務づけています。

本件では、令和5年9月13日に労働災害が発生したのに、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかったものです。

5 参考事項

労働安全衛生法では、事業者に対し、労働者が労働災害により療養のため4日以上休業した場合には、遅滞なく労働者死傷病報告書（様式23号）を、所轄の労働基準監督署長に提出することを義務づけています。

労働基準監督署においては、提出された労働者死傷病報告書をもとに労働災害の発生状況を把握し、労働災害の原因分析や同種災害の再発防止対策を検討するなど、労働基準行政の推進に役立っています。

労働者死傷病報告書を故意に提出せず、または虚偽の内容を記載して提出する「労災かくし」については、管内事業者の遵法水準に著しく影響を及ぼすほか、被災者に対する適正な補償がなされず、被災者が生活に困窮することも少なくありません。

また、労働災害の原因を究明し、同種災害を未然に防ぐという労働基準行政の根幹を揺るがすことにもなりかねないため、労働基準監督署では「労災かくし」の根絶に向けて、書類送検するなど厳しい姿勢で臨んでいます。

【参照条文】

○労働安全衛生法

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第2項以下省略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一～四号省略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

令和6年12月31日まで適用される内容

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(第2項 略)

条文改正により令和7年1月1日から適用される内容

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(第一～十二号 略)

(第2項 略)